

広島県収受	
第	号
31.1.-4	
処理期限	月 日
分類記号	保存年限

薬生機審発1228第1号
平成30年12月28日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

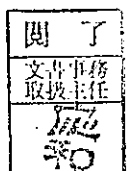
厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品実用化促進事業の
成果に基づき策定された留意点の公表について
（イメージガイド下強力集束超音波治療装置ガイドライン）

厚生労働省では、革新的な医薬品、医療機器及び再生医療等製品の実用化を促進するため、平成24年度から、最先端の技術を研究・開発している大学・研究機関等において、レギュラトリーサイエンスを基盤とした安全性と有効性の評価方法の確立を図り、ガイドラインの作成を行うとともに、大学・研究機関等と独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）及び国立医薬品食品衛生研究所の間で人材交流を実施する事業を実施してきたところです。

今般、東北大学大学院医工学研究科（総括研究代表者：出江紳一）及び東京大学大学院工学系研究科（総括研究代表者：光石衛）における検討を経て、下記の留意点が別添のとおり策定されましたので、製造販売承認申請に当たって参考とするよう、貴管内関係事業者に対して周知方御配慮願います。

なお、本通知の写しを独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、一般社団法人米国医療機器・IVD工業会会長、欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会委員長、国立医薬品食品衛生研究所所長宛て送付することを申し添えます。



記

イメージガイド下強力集束超音波治療装置ガイドライン

1. この留意点は、現時点で考えられる評価法の一例として示したものであり、製造販売承認申請において必ずしも当該評価方法による評価の実施を求めるものではないこと。評価方法の選択等については、必要に応じてPMDAの対面助言を活用すること。
2. 革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品実用化促進事業におけるロードマップ等においてはPMDAのホームページ
(<https://www.pmda.go.jp/rs-std-jp/facilitate-developments/0001.html>)を参照されたい。